

入館料減免申請書提出早見表

以下の表に該当している団体（施設）様は入館料が減額または免除になる場合があります。

団体申込が完了に該当する区分の提出書類をHPからダウンロードのうえ、来館1週間前までに以下の送付先まで提出してください。

不明な点等ございましたら、管理課（0297-38-2000）までご連絡ください。

<申請書提出先>

FAX	0297-38-1999
メール	genmen@nat.museum.ibk.ed.jp

該当団体区分		提出書類	記入例
茨城県内の小・中・高等学校 特別支援学校（県内外関わらず）		入館料減免申請書	<u>1</u>
茨城県外の小・中・高等学校 （引率者のみ）			<u>2</u>
幼稚園・保育園（所）			<u>3</u>
児童福祉法、老人福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づき福祉施設に入所している者及び引率団体 ※1	児童福祉施設		<u>4</u>
	老人福祉施設		
	障害者支援施設		
障害者手帳、養育手帳、精神障害者保健福祉手帳 指定難病特定医療費受給者証のいずれかの所持者のいる団体		入館料減免申請書	<u>5</u>
		障害者等用名簿	
満70歳以上の方がいる団体		入館料減免申請書	<u>6</u>
		高齢者用名簿	

※1 福祉施設とは、放課後等デイサービスや養護老人ホーム、生活介護施設などで各都道府県の認可を受けている施設の事です。
児童福祉施設を除き通所施設は減免制度の該当にはなりません。